まもろうネットニュース第40号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和８年１０月２５日

発　行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市役所内：登別市消費生活センター（８５－３４９１）

～登別市消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催しました～

10 月 15日(木)に市民会館中ホールにおいて、57 名の事業者・団体、民生委員・児童委員、町内会関係者のご参加のもと、今年で第10回となる定例会議を開催しました。

１．令和７年度　登別市消費生活センター事業報告

令和７年度の相談件数は 266 件と、令和６年度の 235 件に比べると増加しております。その内訳としては、消費生活センターへの来所相談は 31 件、電話相談は 235 件となっており、健康食品などの食料品に関する相談件数は減少したものの、化粧品などの保健衛生品や、新聞などの教養娯楽品に関する相談が増加しました。

２．消費者被害・見守り活動に関する講演

一般社団法人北海道消費者協会 非常勤講師の中井悦子氏を講師としてお招きし、「消費者被害防止ネットワークの役割と消費者トラブルの現状」と題し、高齢者の悪質商法被害の特徴や実際に受けた相談の事例、普段の見守り活動などについて講演をいただきました。

- 講演の中で、高齢者が被害に遭う要因や消費者トラブルの未然防止、早期発見に繋がる気づきのポイント等を紹介し、地域での「見守り」の重要性についてお話されました。
- 皆様の普段の生活の中の「気づき」で防げる消費者被害があります。少しでも不審に思うことがあれば登別市消費生活センターにご連絡いただければと思います。
- 当市のまもろうネットニュースは最新の消費者被害に関する情報を市公式ウェブサイトや町内会回覧にてお届けしておりますので、役立てていただけますと幸いです。

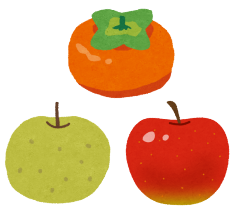

消費生活での対応や判断に不安、お困りの場合はお気軽にご相談下さい！契約・取引に関するトラブルのほか、製品事故、多重債務等を受け付けています。**登別市役所内：登別市消費生活センター：☎８５－３４９１**

※裏面もお読みください

見守り新鮮情報

©Kurosaki Gen

普段から利用している**アプリ**の名前でスマホに**メール**が届いた。「登録している支払い方法に確認が必要な状態」「更新が遅れるとストアでアプリが購入できなくなる」などと書いてあったので、**記載**の**URL**からアクセスして、**クレジットカード番号**等を**入力**し支払い情報を更新した。ところがその後、**ネットショッピング**で約**20万円**の**利用**を知らせるメールが届いた。どうしたらよいか。

（80歳代）

日頃利用している事業者からのメールもフィッシングを疑って

ひとこと助言

- 実在する事業者をかたるメールやSMSを送信し、そこに記載されたURLをクリック等させ、偽のウェブサイトに誘導することで、パスワードやクレジットカード番号などを詐取するフィッシング詐欺に関する相談が依然として寄せられています。日頃利用している事業者や公的機関などのメールやSMSであっても、まずはフィッシングを疑いましょう。
- 記載されているURLにはアクセスせず、事前にブックマークした正規サイトのURLや、正規のアプリからアクセスしましょう。リンク先にアクセスしてしまっても、クレジットカード番号などは入力せず、そのサイト上にあるアプリもダウンロードしないことが大切です。
- 不正利用に早く気づけるように、クレジットカード等の明細は、こまめに確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第550号（2026年9月3日）発行：独立行政法人国民生活センター